

院内感染防止対策について

当院では院内感染防止対策委員会が設置され、当該委員会が月1回程度、定期的に開催しています。

院内感染防止対策委員会は、病院長又は診療所長、看護部長、薬剤部門の責任者、検査部門の責任者、事務部門の責任者、感染症対策に関し相当の経験を有する医師等の職員から構成されています。

各病棟の微生物学的検査に係る状況等を記した「感染情報レポート」が週1回程度作成されており、当該レポートが院内感染防止対策委員会において十分に活用されています。

院内感染防止対策として、職員等に対し流水による手洗いの励行を徹底させ、各病室に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液が設置されています。

病 院 長